

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 高 木 直 矢

平成19年度予算編成について（通達）

我が国の経済状況は、企業の収益性の向上が家計部門に波及し、経済全般について回復が続いており、雇用の増加や賃金の緩やかな上昇など明るい動きもみられている。原油価格の動向が内外の景気に与える影響等には留意する必要があるものの、今後も自立的・持続的な成長が実現すると考えられている。しかし、国、地方の財政は公債費の増加により、依然として厳しい状況にあり、本市においても、未曾有の財政危機が続いていることに変わりはない。

このような状況の中で、本市の主要な財源である市税は税源移譲で微増が見込めるものの、地方交付税については、本年7月に閣議決定された『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』いわゆる骨太方針に、①構造改革路線の堅持、②国・地方間のバランスのとれた財政健全化、③聖域なく歳出削減を行うことにより財政赤字の削減が明記されていること。また、安倍新内閣による「人口・面積」を基準とした新型交付税の導入などを視野に入れると、今後についても減少を見込まざるをえない状況である。

本市においては、平成15年度に策定した「笠岡市財政健全化計画」を毎年度、見直しを行うことにより、行財政改革への取組を加速させており、この間、計画に掲げた目標を大きく上回る成果をあげてきたところである。これにより、平成17年度決算では、市税収入が増収となったこともあり、一般会計の実質単年度収支が5年ぶりの黒字となるなど明るい兆しもみえている。

一方、「みんなで築く生活元気都市」を目指すべき都市像とする第5次振興計画に基づき、本市の特性を生かしながら、引き続き市民の視点に立ち、市民の行政への満足度を上げ、市民が元気で生活することができるまちづくりを持続的に進めなければならない。

平成19年度の予算編成にあたっては、中期財政見通しによると厳しい財政状況が見込まれていることから、「予算の枠配分」を継続し、庁内分権による予算編成権限の移譲により、全職員が予算編成の基本である「歳入に見合った歳出」を再認識し、全職場で市民の理解が得られるよう自らの判断で事業の取捨選択と創意・工夫をするとともに、経費節減を図り限られた財源を効果的・効率的に活用した予算編成に取り組むこととする。

地方の生き残りが問われる競争の時代の中で、この危機的状況を乗り越え持続可能な財政構造を構築し、市全体の均衡ある発展を実現するために最善の努力をはらわれたい。

予 算 編 成 基 本 事 項

1 全般的事項

(1) 当初予算は、年間予算として編成すること。従って、年間の事業計画等を慎重に検討のうえ、適切な見積を行い、年間を通じて予見できる収入及び支出はすべて当初予算に計上すること。

(2) 限られた財源を重点的・効率的に配分し、活力ある福祉都市を築くために平成19年度の予算要求基準は、次のとおりとする。

① 笠岡市財政健全化計画、公債費負担適正化計画及び公営企業経営健全化計画の基本方針に基づき、掲載している具体的方策の実施を図ること。また、引き続きゼロベース予算方式の考えにより、前例踏襲主義を改め、現行の事務事業を根本から洗い直して、行政全般を徹底的にゼロから分析し、事業の重点化、優先順位の高いものから実行に移すこと。

② 枠配分方式を引き続き採用する。歳入一般財源額を各部署へ配分し、その枠内での予算編成・査定の権限と責任を各部長等へ移管する。各部署の自主性・自立性を高め、施策目標の達成に対する成果と責任の明確化を目標とする。

・一般財源配分額の対象は一般会計とする。一般会計以外の会計では、一般財源等が一般会計からの繰出金や負担金、補助金となることから、徹底的に一般会計の負担を圧縮することで、全会計にわたる節減が可能となる。なお、下水道事業特別会計については、下水道事業経営健全化計画を受け、起債の発行額と繰入金の上限設定を今年度から設定しているので注意すること。

・一般財源配分額の各部署間流用は可能とする。

・各部署枠配分額は、歳入一般財源総額から下記③～⑤に係る一般財源を除いた額とする。

・各部署への一般財源配分方法は、平成18年度当初予算に係る一般財源から特殊要因等を除いた「通常分」の額を基礎数値として按分を行う。

・企業部署、一部事務組合の所属部は、下記のとおりとする。

政 策 部	
総 務 部	市民病院事務局 経理課（水道会計分） 西南水道
市 民 部	西部衛生組合 西部環境組合 老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	経理課（下水道会計分）
教育委員会	中学校組合
	会計課 議会事務局 行政委員会 地区消防組合

※部に属さない単独課は、見積課単位の配分とする。

③ 主要事業枠

重点的に行わなければならない主要な事業は、「主要事業枠」として所要の一般財源について別枠で確保する。主要事業枠への採択は、笠岡市としての優先順位や重要性、事務事業評価結果等を考慮し、庁議に諮り市長決定とする。ただし、主要事業でも事業内容の見直しは必要であることから、確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

④ 政策・重点化枠

単年度のみの新規事業で、次のいずれかに該当するものを「政策・重点化枠」として採択し、所要の一般財源について別枠で確保する。

- ・市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた事業
- ・活力ある福祉都市を実現するために福祉、まちづくり、環境及び教育などの分野で、政策として予算付けが必要な事業

単なるばらまき補助や団体運営補助は対象外である。なお、政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とする。

広く各課から事業募集を行い、市長協議の上、庁議で報告・決定とする。

⑤ 特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は、削減が不可能な経費として「特殊要因」扱いとし、所要の一般財源について別枠で確保する。

特殊要因対象事業は下記のとおり。(特殊要因申請書は別紙P12参照)

義務的経費等	公債費 定年退職手当(退職手当準備基金積立金を含む)
	扶助費法定分 特別会計保険給付費法定分(一般会計ベース)
	他会計公債費(一般会計ベース) 他会計定年退職手当(一般会計ベース)
	県営事業負担金 単市選挙費 <u>市町村総合事務組合負担金(非常備消防費)</u>
長期債務負担	償還助成利子補給 干拓負担金3事業
設定分	教員住宅購入費 職員住宅賃借料

(3) 事務事業評価チームへ提出した事務事業については、その評価結果によることとするが、「強化領域以外」となったものはチーム意見による見直しが必要となっており、担当課の見直し結果を反映させること。

(4) 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に 대응する施策の展開に努めること。なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行うこと。

一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行うこと。

- (5) 第5次笠岡市行政改革実施計画を着実に推進し、施策体系における位置付けを明確にすること。
- (6) 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図ること。
また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定すること。
- (7) 各事務事業について、民間との役割分担にも留意し、市の果たす役割を明らかにすること。
- (8) 従前の予算、決算における議会の要望事項を反映すること。

2 特別会計，企業会計，一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては，一般会計に準じて編成するものとするが，独立採算を基本として，安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう，事業会計等としての認識を新たにし，経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに，積極的に歳入の確保を図り，健全な運営に努めること。

3 財政査定の考え方

一般財源枠内での予算編成・査定の権限を各部長等へ移管したことに伴い，財政査定は次の項目について査定を行う。

- ・ 地方財政対策等，制度変更による修正
- ・ 予算編成方針からの逸脱，無理，無駄のチェック
- ・ 積算単価の妥当性チェック，庁内の整合性，統一化
- ・ 予算費目，計算誤りの修正
- ・ 不足資料の要求，追加
- ・ 同済み方向決裁や施策方針に反する事務事業のチェック
- ・ 総合的，全体的予算調整

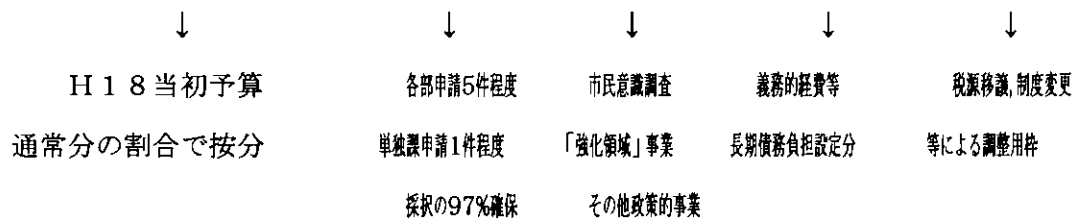
変更点及び注意事項

1 編成方針留意点

(1) 枠配分方式（基本的にはH18枠配分方式からの大きな変更点はありません）

H19

歳入一般財源				
各部署枠配分	████████████████████			
	主要事業枠	政策重点化枠	特殊要因	調整枠



財源調整

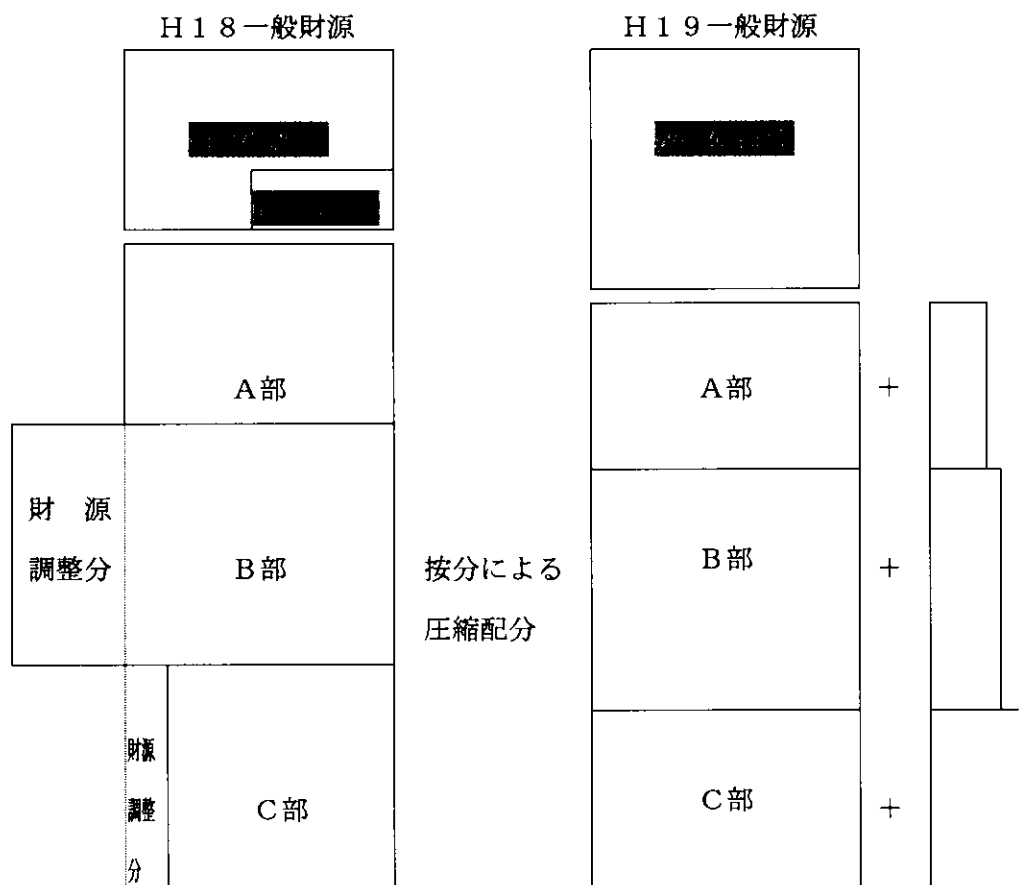
- ・ 臨時職員賃金予算調整（職員課 → 各見積課）
- ・ 部間流用したもので仕事に移ったものは、流用したままとする
- ・ 一部組合負担金の笠岡市負担率に応じた加算措置を行う

※インセンティブ予算は、H18予算反映分から廃止になっています。

(2) 各部署への枠配分方法

① H18当初予算がベース，H19の一般財源から別枠確保分の一般財源を除く。

- ②さらに、残ったH18当初予算から前頁の財源調整を行う。
- ③上記②の部合計又は単独課合計により、①のH19一般財源を按分。
- ④按分したH19の一般財源にH19別枠確保分を加える。



(3) 特殊要因申請の留意点

- ①特殊要因は別枠として全額確保されるので、扶助費法定分、保険給付費法定分は過大見積をしないこと。
- ②一組会計、病院会計は、11月中に定年退職手当を直接、職員課に聞くこと。
- ③県営事業負担金は、県営事業の縮小傾向を考慮し年間所要額を推計すること。
- ④申請額は、一般会計支出分及び一般会計支出ベースである。

(4) 主要事業枠申請の留意点

- ①庁内から、予算編成手法に対する意見等を募集し、その中で政策的重点項目の財源措置の問題

が従来から指摘されている。問題解決には、本来は「政策評価」を行うべきであるが、時間的な関係から今回の設定とした。今後は「行政評価」及び「政策評価」等のシステムが構築された段階でリンクさせていきたいと考えている。

②主要事業枠への採択及び件数は、庁議に諮り市長決定とする。

③確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

(7) 政策・重点化枠申請の留意点

①既に通知済みの事務事業評価記載要領等によること。

②政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とし、事業採択は事務事業評価を経て、市長決定とする。

③市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた事業

④活力ある福祉都市を実現するために福祉、まちづくり、環境及び教育などの分野で、政策として予算付けが必要な事業等を優先的に採択したいと考えている。

(8) 政策的経費等削減調書の留意点

①枠配分の中で、やむを得ず削減する政策的経費等については、見積課で事前に関係団体・市民グループ等と十分協議を行って、予算要求をすること。

②市民サービス等への影響が大きいものを市長決定し、事業復元を図ることとするが、その必要一般財源は、別枠確保されないので注意のこと。

(9) 歳入歳出予算要求の変更点

①職員課からの人件費明細等は、11月末に配付される。

②退職手当準備基金の繰入・予算積立は職員課が行う。利子積立は従来どおり財政課が行う。

③臨時職員賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求・措置に変更している。(H17から)ただし、病休・産休・育休代員でも補助事業等で算定しているものは従来どおり。

④消耗品等は部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算集中を図ること。

⑤繰越金の当初予算使用額は5,000万円以内とする。